



お知らせ

不法投棄は絶対ダメ！

安易な気持ちで捨てていませんか？
不法投棄をさせない環境づくりをしましょう。

一部の心ない人による山林、道路、空き地などへごみの不法投棄が後を絶ちません。

毎年、ブラウン管テレビや冷蔵庫、タイヤなどたくさんの方が不法投棄を見つけています。

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁じられています。

違反した場合、5年以下の懲役または1,000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金が科せられます。

「草刈がされていない」「ごみが散乱している」など管理が十分に行き届いていない土地は、不法投棄をされやすくなります。除草、樹木のせん定や柵を設置したりして、不法投棄がされにくい環境を整えましょう。

★不法投棄を見かけた人は・・・
不法投棄者の特徴や車両ナンバー、

ア等の悩みについて、気軽に集い、話し合い、楽しい時間を共有しましょう。

▼日時 3月23日(土)

▼会場 13時30分～15時30分
大腸肛門病センター 高野病院

▼参加費 無料
(熊本市中央区大江3丁目2-155)

※事前予約は不要ですが、当日会場で受付させていただきます。

▼協定(公社)日本オストミー協会熊本県支部事務局(大腸肛門病センター)
高野病院 患者支援センター
☎206-3330

36協定で働き方が変わります！

2019年4月より、36(サブロク)協定で定める時間外労働に、罰則付きの上限が設けられます。

厚生労働省では時間外労働および休日労働を適正なものとするを目的として、36協定で定める時間外労働および休日労働について留意していただくべき事項に関して、新たに指針を策定しました。

▼36(サブロク)協定とは

時間外労働(残業)をさせるためには、36協定の届出が必要です。

▼労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間／1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。

▼法定労働時間を超えて労働者に時間外労働(残業)をさせる場合には、次の①と②が必要です。

①労働基準法第36条に基づく労使協定(36協定)の締結
②所轄労働基準監督署長への届出

場所、種類などを通報してください。
現場保存のため、不法投棄された廃棄物は、そのままにしておいてください。

▼環境保全課環境保全係
☎282-1604

手話奉仕員養成研修について

聴覚障がい者との意思疎通支援などを担う手話奉仕員養成講座を開講します。

手話奉仕員とは、手話を身に付け、日常生活において手話が必要とする聞こえない人・聞こえにくい人の支援を行う人のことです。講座の修了者には、修了証が発行されます。

▼入門課程 4月11日(金)～8月8日(金)
(17回34時間)

▼基礎課程
入門課程を修了した人のみ対象
9月5日(金)～2020年3月26日(金)
(28回56時間)

▼時間 毎週木曜
18時45分～20時45分

▼場所 宇城市松橋公民館研究室A
(宇城市松橋町松橋564番地)
☎0964-3314141

▼36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「1日、1ヵ月、1年あたりの時間外労働の上限」などを決めなければなりません。

▼36協定で定める時間外労働時間に罰則付きの上限が設けられました。

▼2018年6月に労働基準法が改正され、36協定で定める時間外労働に罰則付きの上限が設けられることとなりました。(※2019年4月施行。ただし、中小企業への適用は2020年4月)
▼時間外労働の上限は、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

▼臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、年720時間、複数月平均80時間以内(休日労働含)、月100時間未満(休日労働含)を超えることはできません。また、月45時間を超えることができるのは、年間6ヵ月までです。

▼36協定の締結に当たっての留意事項
①時間外・休日労働は最小限に。
②36協定の範囲内であっても、労働者に対する安全配慮義務を怠らない。労働時間の超過が過労死との関連性につながることに留意する。
③業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確に。
④臨時的な特別の事情がなければ限度時間を超えることはできない。限度時間を超えた労働がある場合は具体的に定めること。
⑤1ヵ月未満の期間で労働する人は時

▼受講資格 高卒以上の学力を有し、手話通訳活動を目指す人

▼受講料 無料

▼経費 約7,140円(テキスト代)
▼申込方法 初回受講の際にテキスト料を添えてお申込みください。

▼申込期限 2019年5月16日(金)
※ただし、受講定員に達した場合はその時点で締め切ります。

▼受講定員 入門課程40人
基礎課程30人

▼一般財団法人熊本県ろう者福祉協会
☎383-15587

住宅用火災警報器設置状況等の調査協力をお願い

平成31年2月12日付け消防予第44号で消防庁予防課長から住宅用火災警報器設置状況等の調査依頼があり、住宅用火災警報器の未設置世帯等に対して、火災予防条例に適合するように設置していただきます。より効果的な普及啓発を行うとともに、既に住宅火災警報器を設置していただいている世帯に対しては、定期的な作動確認や本体の交換を推進するなど、適切な維持管理に関する広報を実施する必要があります

ます。

つきましては、住宅火災警報器の設置状況等の実態を把握するため、次のとおり調査を実施しますのでご協力をお願い致します。

▼調査内容

上益城消防組合管内(嘉島町、御船町、甲佐町、山都町)の住宅における住宅火災警報器の設置状況及び維持管理状況等。

▼調査方法

調査を実施する世帯を無作為抽出により決定し、上益城消防署、山都消防署、蘇陽出張所の消防職員が直接訪問し、調査票に基づき調査を行います。

▼調査期間

平成31年4月1日から調査終了まで

▼調査世帯数 各町30世帯

▼上益城消防組合消防本部予防指導課
☎282-11963

オストメイトサロンを開催します

オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)の方およびご家族の方を対象にオストメイトサロンを開催します。日常生活の中の不安やストーリーマケ

▼仕事内容 児童の放課後の保育
▼資格の有無 特になし。子どもと接することが好きな人歓迎します。

▼時給 クラブ会則による
▼募集人員 2人程度

▼こども未来課子育て支援係
☎282-11346

スクラッチで学ぶ 小・中学生

プログラミング無料教室

2020年度の次期学習指導要領では、小学校3年生よりプログラミング教育が導入されます。2021年度からは、中学校でもプログラミング教育を導入。2022年度からは高等学校でも。これからは、操作だけでなく、論理的思考力・創造力・発想力・共創力が求められます。
御船町マスコットキャラクターのふねまると一緒にプログラミングを体験してみませんか？

▼開催曜日 第2・4土曜日、日曜日(祭日・休み中は相談可)

▼開催時間 ①10時30分～12時
②13時30分～15時

▼定員 各回5人(親子で参加)
※定員に達した場合、受付できない可能性があります。

▼参加費 無料

▼申込先 みふねパソコン・プログラミング教室(御船町大字御船1067番地 旧黒潮市場内)
☎282-0256

募集

学童保育クラブの指導員を募集します

◎滝尾小学学童保育たんぽぽクラブ

▼勤務場所 公民館滝尾分館

▼勤務時間

・平日(学校終了時間14時～19時)
・土曜日・長期休暇(7時～19時)

シフト制(勤務希望相談可)

▼仕事内容 児童の放課後の保育

▼資格の有無 保育士資格等保有者大歓迎(未経験者でも大丈夫です)

▼時給 クラブ会則による

▼募集人員 2人程度

◎小坂学童ひまわりクラブ

▼勤務場所 小坂学童ひまわりクラブ

▼勤務時間

・平日(学校終了時間14時～19時)
・土曜日・長期休暇(7時～19時)

シフト制(勤務希望相談可・土曜のみ可)